

令和4年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1489号）《速報版》

◎日 時 令和4年10月19日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

| | | | |
|-----|------|-------|----|
| 1番 | 小野 | なりこ | 議員 |
| 2番 | 岩佐 | りょう子 | 議員 |
| 3番 | 長谷川 | みえこ | 議員 |
| 4番 | 小枝 | すみ子 | 議員 |
| 5番 | 秋谷 | こうき | 議員 |
| 6番 | 岩田 | かずひと | 議員 |
| 7番 | 桜井 | ただし | 議員 |
| 9番 | 西岡 | めぐみ | 議員 |
| 10番 | 飯島 | 和子 | 議員 |
| 11番 | 牛尾 | こうじろう | 議員 |
| 12番 | 木村 | 正明 | 議員 |
| 13番 | 大坂 | 隆洋 | 議員 |
| 14番 | 池田 | ともり | 議員 |
| 15番 | 山田 | 丈夫 | 議員 |
| 17番 | 永田 | 壮一 | 議員 |
| 18番 | たかざわ | 秀行 | 議員 |
| 19番 | 米田 | かずや | 議員 |
| 20番 | 大串 | ひろやす | 議員 |
| 21番 | 林 | 則行 | 議員 |
| 22番 | 嶋崎 | 秀彦 | 議員 |
| 23番 | 河合 | 良郎 | 議員 |
| 24番 | 小林 | やすお | 議員 |
| 25番 | 小林 | たかや | 議員 |

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

| | |
|---------------------|-------------|
| 区 長 | 樋口 高 頭 君 |
| 副 区 長 | 坂田 融 朗 君 |
| 保健福祉部長 | 細越 正 明 君 |
| 地域保健担当部長 千代田保健所長 | 原 田 美 江 子 君 |

| | |
|------------|--------|
| 地域振興部長 | 清水章君 |
| 文化スポーツ担当部長 | 恩田浩行君 |
| 環境まちづくり部長 | 印出井一美君 |
| まちづくり担当部長 | 加島津世志君 |
| 政策経営部長 | 古田毅君 |
| デジタル戦略担当部長 | 村木久人君 |
| 財産管理担当部長 | 大森幹夫君 |
| 行政管理担当部長 | 中田治子君 |
| 会計管理者 | 大矢栄一君 |
| 総務課長 | 石綿賢一郎君 |
| 企画課長 | 夏目久義君 |
| 財政課長 | 中根昌宏君 |

(教育委員会)

| | |
|--------|-------|
| 教育長 | 堀米孝尚君 |
| 子ども部長 | 亀割岳彦君 |
| 教育担当部長 | 佐藤尚久君 |

(選挙管理委員会事務局)

| | |
|-------------|-------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 河合芳則君 |
|-------------|-------|

(監査委員事務局)

| | |
|----------|-------|
| 監査委員事務局長 | 門口昌史君 |
|----------|-------|

◎区議会事務局職員

| | |
|--------|--------|
| 事務局長 | 小川賢太郎君 |
| 事務局次長 | 安田昌一君 |
| 議事担当係長 | 吉田匡令君 |
| 議事担当係長 | 石井妙子君 |
| 議事担当係長 | 河原田元江君 |
| 議事担当係長 | 彦坂悠介君 |

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和4年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1から第4を一括して議題にします。

議案第42号 千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第54号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査報告）

○議長（桜井ただし議員） 嶋崎秀彦企画総務委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○22番（嶋崎秀彦議員） 企画総務委員会に審査を付託されました14議案のうち、4議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第42号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における自動車使用、ビラ作成及びポスター作成の公費負担額を引き上げるもので、公布の日から施行します。同日以後、告示される選挙について適用します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第42号は、賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、建築基準法の一部改正に伴い、条例中において引用する建築基準法の条文について項番号のずれが生じたため規定を整備するもので、公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第53号は、賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、飯田橋駅西口地区地区計画の変更に伴い、この条例に定める同地区地区整備計画における計画地区の区分を追加し、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積及び建築面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに建築物の高さの最高限度について定めるもので、公布の日から施行いたします。

質疑の中で、計画地に接する早稲田通りや大神宮通り沿線には店舗が集積し、にぎわいのある通りが形成されているものの、計画地に十分な滞留空間やオープンスペースが不足しており、また、見通しの悪いクランク道路や、歩道のない道路、不連続の狭小な歩行空間が存在し、歩行者の安全性に課題があったこと。さらに、老朽化した木造建物や緊急車両の進入が困難な狭い街路があるなど、防災上の課題も含め多くの課題がある地区であったことから、平成23年頃から地域の方が勉強会を立ち上げて、まちづくりの検討が行われ、市街地再開発事業や地区計画変更の都市計画手続が進められたこと。

平成17年に設立された飯田橋・富士見地域まちづくり協議会が策定した基本構想やガイドラインで、この地区においては、駅周辺の一体的な機能更新と合わせて、駅周辺の「ゆとり」「にぎわい」の形成を図り、多様な居住を確保していくことがまちづくりの基本的方向性として示されていること。今回の地域に含まれている区有地の権利変換後の区有床については、事務所機能として使用することを念頭に、庁内で需要調査を実施し複数の活用案を検討していること。

飯田橋駅東口駅前広場整備の域外貢献も加味されていること。ビル風の影響に対しては、今後の詳細設計の中で検討していくこと。CO₂排出量については、現状の把握や将来的な見込みについて数字で示し説明することや、削減に取り組むよう指導していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、まず、反対の立場から、本地区計画案は区有地を組み込んだ内容であり、そこには十分な住民参加と庁内内部での十分な協議が反映されてしかるべきであるが、まずは再開発で地区計画ありきというような印象を拭えない。また、国や都の都市開発諸制度に基づく規制緩和、容積率上乘せの根拠が非常に曖昧であること。さらに、ビル風と住環境への悪化の懸念、CO₂排出といった気候危機対策への影響などの問題を考え、本議案に反対する。

次の意見として、規制緩和の根拠とそのメリットの薄さや、今後の人口減少社会、そして様々なビル需要の変化の中で、今からこうした建物を建てることでまちづくりを解決していこうということがまちの魅力を薄めるのではないかという危惧が強くある。ましてや子どもたちへ残す建物としてもっとCO₂を削減し、ビル風の発生しない環境下で遊べる場所を確保するなど、子育て環境をつくるための努力をすることがまずは重大だと思う。事後検証がさらに事後になってしまう中で、こうしたまちづくりを進めていくことについて危惧は拭えないため、本議案に反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場から、飯田橋駅周辺には平成17年頃から検討が始まった飯田橋・富士見地域まちづくり協議会の中で、飯田橋駅の西口、東口について、都市開発と連携した交通施設等の検討を進めてきたものであり、その検討にのっとって既にサクラテラスが整備され、東口では飯田橋駅東地区の都市計画決定がされている。今回の地区計画変更部分に係る富士見二丁目3番街区においても、そのような一連の流れの中で整備をしていく必要があり、飯田橋駅西口、今後の東口の駅整備につなげていき、地域一体としてこれからの飯田橋駅前としてふさわしい整備を行っていく必要があることから、本議案に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第54号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

ました。

次に、議案第55号、千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例は、区民住宅及び区営住宅について、住宅の使用申込者の資格として、東京都パートナーシップ宣誓制度による証明及び同制度と同等と認める制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方があることを加えるほか、規定を整備するもので、本年11月1日から施行します。

質疑の中で、入居申込みの資格の拡大により申込倍率が増えることが懸念されるが、近隣区の状況や使用要件など、引き続き検討していくこと。民間住宅の公的活用も含めた区の住宅施策について、第4次住宅基本計画の検討を進める中でしっかりと議論していくことが必要であることと認識していることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第55号は賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました14議案のうち、4議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案のうち、議案第42号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第55号、千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例の3議案は、嶋崎秀彦企画総務委員長の審査報告どおり決定し、議案第54号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第54号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第54号は、賛成多数により可決されました。

日程第5及び第6を一括して議題にします。



議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号

（予算・決算特別委員会審査報告）

○議長（桜井ただし議員） 大坂隆洋予算・決算特別委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○13番（大坂隆洋議員） 全議員で構成する当予算・決算特別委員会に審査を付託された2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

最初に、議案第41号、令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定については、多岐にわたる分野の調査をする必要があることから、3つの分科会を設置してそれぞれ詳細な調査を行いました。その分科会からの調査報告を踏まえた総括質疑において、多数の事項について質疑が行われました。

質疑を終了し、意見発表を行ったところ、まず、反対の立場から次のような意見がありました。

介護施設のPCR検査、ヒートアイランド対策の推進、災害時要配慮者の避難個別計画作成や難聴者の補聴器購入助成の拡大などについては評価するものであるが、本決算に反対をする第一の理由は、公共住宅や家賃補助の拡充を求める区民の切実な声に応えようとしないため、公共住宅に入居できた世帯とそうでない世帯との不公平が広がっていることである。住まいは人権であり、この立場に立った住宅施策を求めるものである。

第二に、再開発事業等のまちづくりや神田警察通り沿道整備等について、住民参加の大前提である情報公開が不十分でさらなる改善を求める。また、公有地を組み込む際の住民参加と合意形成のルールがないため、そのルールづくりを求めるとともに、まちづくりでの住民の合意形成についても最後まで追求することを求めるものである。

第三に、国保、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計については、区独自の値上げ抑制の努力がうかがえたが、コロナ禍や物価高で暮らしと営業が苦難に直面をしているさなかであり、国保料の所得割、介護保険の基準額、後期高齢者医療保険料均等割の引上げは認められるものではない。本委員会で審査された子どもの発達支援の拡充、神田一橋中学校通信教育課程の教育環境の充実などについても早急な検討と具体化を求め、反対する。

次の意見として、教育、介護、保育、保健所、清掃、樹木の維持管理など、区行政の様々な現場で区民のために働く多くの職員の仕事ぶりは知っているが、昨今の区の進め方は公平性、公正さを欠く案件が増えており、区民は行政に対する不信感を高めている。千代田万世会館を外神田一丁目のこの現在地に残してほしいという陳情を区議会が趣旨採択したことをもって再開発で等価交換を進めるという、意図を全く違う形で切り取って利用するようなやり方はさらに不信感を強めるものになった。2023年問題、不動産大量過剰の時代がもう既に始まっており、都心の新築ビルの空室率は40%を超えている。先行き不透明な時代、子どもたちに大きな負担や負の遺産をつくってはならない。物価高、資材高騰の中、区の開発に偏り過ぎた区有財産の処分や地域ルールの変更は、地域を分断し、住み続けコミュニティを形成する意欲を失わせる状況にすらある。ここ千代田区でご商売や住まい、コミュニティを引き継いでいけるよう、区民に最も身近な行政が千代田区を愛し、住民に寄り添い、住民の側に真摯に立って事業展開することを区民は切に願っている。長引くコロナ禍の中で地域を大切に思う気持ちを受け止め、考えの違いを乗り越えて、よりよい時代に向かう区民のテーブルを導き出す力を行政は持っているはずだが、その力を発揮できていないので発揮してほしいと願う立場から、決算認定に反対する。

次の意見として、まず1つ目に、2021年度、長引くコロナ禍において、当区では、2回目、3回目のワクチン接種が順調に進んだことや、里帰り出産がかなわない妊産婦への産前・産後の支援が充実したことは評価する。コロナ禍での支援にとどまらず、来年度以降も区内で子育てする方々の不安や孤立を防ぐために継続した支援が必要と考える。

2つ目に、さくらキッズ、児童発達支援について、医療的ケア児対応の看護師常駐はやっとかになったが、利用する幼児・児童が増えているにもかかわらず何ら改善されていない。幼児期・学童期の療育により成人してからの生活力につながるか、生きづらさが残るのか、それぞれの人生に関わる大きな問題である。区民の声を受け止め、早急な対策・拡充を求める。

3つ目に、まちづくりについて、千代田区参画・協働ガイドラインに沿った手順・手続がされていたのかと疑問に思うことが多々あった。オープンハウス型説明会でのパネル展示による説明だけで終わらず、いま一度説明会等の周知方法、区民との意見交換、説明会のあり方など検討が必要と考える。また、麴町仮住宅についても、東京メトロとの協議も進まず、多額の費用がかかる重大な問題であり、今後の工事の見通しが立たず、計画が不明瞭なままでは、区民からの不信感は拭えない。

4つ目に、千代田区は他区と比較しても財政的に余裕があり、コロナ禍での生活困窮に対して区独自の支援ができたはずである。物価高騰による負担も増していることから、今後、早急な対策を求める。以上のことから2021年度決算認定に反対する。

次の意見として、行政は究極のサービス業であり、区民の皆さんからは常に100%が求められるが、それを実現するのはなかなか難しい。しかしながら、数々の議論の中で区民の方々にご不便を生ずるようなことを改善するよう求めても、それを是正しないような答弁も多くあった。また、区が都合のよい法解釈をし、開発に突き進んでいくという姿勢に違和感を覚える。まちづくりをする際は、正しく広報して、特に住民の意見をよく聞き、住民に寄り添い、住民の意見を反映すべきである。さらに、永田町駅出入口整備のように、いまだ工事額も負担額も曖昧なままの工事もある。これは、今、区立麴町仮住宅に住んでいる方の利便性と工事の騒音による被害を比較検討しつつ、住民の方々に意見を求め、どのようにすべきか考えるべきであるが、今の住民の方が引っ越してから工事を始めるというのは、単なる工事額、負担額確定の先送りではないか。その額も数十億円と聞いているが、こういった暗中模索の状態では決算に賛成できない。よって反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場からは次のような意見がありました。

令和3年度の一般会計決算額は、コロナ禍での対応によって支出額が増大した令和2年度と比べ17.1%減の130億円余、執行率は前年度と比べ0.2ポイント減の84.2%で、これはコロナの感染拡大が継続し、事業執行が予定どおり進まなかったという要因によることが確認できた。しかしながら、当初予算について、一部では必要と思われる以上の額を計上していたことも審査によって明らかになった。コロナの感染拡大はいまだに収束が見通せない状況であり、なおさら令和3年度予算編成時には見積りが困難であったことは理解できるが、執行に当たっては慎重な対応が求められることは言うまでもない。

一方で、財政の健全化を示す諸指数や経常収支比率は例年同様いずれも適正であり、財政上健全な状態であることが確認できた。加えて、令和4年度予算でも区として力を入れている施策の一つである「ゼロカーボン」の取組については、中小企業に対する支援を通して、区長のより前向きな姿勢と力強い答弁があった。千代田区の強固な財政基盤をもってこうした施策も含めて着実に推進し、執行率の向上につながることを期待し、賛成する。

次の意見として、令和3年度事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止策、小規模事業者緊急経営支援事業など、補正予算を逐次組みながら区民の命と生活を守り、また中小事業者の支援につなげていくことができたと評価する。

個別事業としては、ICT教育の推進、地域福祉計画の改訂、その中での包括的な支援体制の整備、重層的支援体制の整備、就学前プログラムの改訂、認知症サポート事業、産後ケアの拡充、HPVワクチンのキャッチアップ接種など評価できるものである。このたびの分科会での調査や総括質疑においては、区独自の物価高騰対策について前向きな答弁があった。ぜひとも機を逸することなく速やかに実施されることを要望し、賛成する。

次の意見として、令和3年度はコロナ禍で変化しやすい社会情勢が続き、臨機応変な対応が求められた。事業によっては初の試みもあり、予算立てに苦慮された点も答弁からうかがえた。また、執行についても補正予算、予備費及び予算流用での対応が多く、この点の評価について意見が様々あったが、切れ目ない対応を迅速に実施した結果と受け止めている。監査では改善点があるものの、歳入と執行について適正との評価であり、財政の健全さ、次年度に向けて所管を超えた連携や調整で区民の暮らしやすさ、地域のつながり、にぎわいの実現に向かっている点も確認できたことから賛成する。

次の意見として、コロナ禍で補正予算を何度も組んだ一方で、中止もしくは縮小した事業も多く、執行に当たり、前例にない判断を迫られることもあったのではないかと思う。判断に当たっては、透明性、公平性を意識し、適時議会へと説明していくことを求める。

混乱が予想されたワクチン接種や医療体制の維持支援、中小企業支援等、コロナ対策については評価できる一方で、適応指導教室につながらない不登校生徒や、親の就労状況を考慮していない障害児支援など、支援が不十分であると議会から指摘があるにもかかわらず見直されていない事業も散見される。制度のはざまにいる当事者の意見を丁寧に聞いてきめ細かい支援をしていくことを求め賛成する。

次の意見として、令和3年度決算は、コロナ禍により当初歳入額の減少が危ぶまれていたが、区民税の堅調な伸びや交付金の増加によって、形式収支は40億円余、繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても35億円余と、いずれも黒字となった。しかし一方で、定期監査結果では、昨年度同様の事務執行における誤りの指摘が見られた。これは、例年の指摘にあるように、区の内部統制の取組がまだ徹底されていないことの現れであり、区民の大切な税金を執行して事務を進める立場から区に対してはさらなる徹底を求める。

その他、決算審査では様々な課題が明らかとなったが、埋蔵文化財における包蔵地の課題をはじめ、区民体育大会、マンション管理、神保町地域まちづくり、キャリア教育や教育のあり方、

ゼロカーボンの取組、公営住宅のミスマッチの課題など、それぞれ精力的な審査によって区の前向きな回答を得ることができた。

コロナの感染拡大の収束はまだ見通せず、物価高騰も進み、不透明な社会経済状況が続いているが、今後も適正な事務執行による区政の推進を求め賛成する、との意見がありました。

意見発表を終了し、採決を行った結果、議案第41号、令和3年度各会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号は、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」に要する経費の追加として2億3,394万5,000円を計上するものです。

質疑の中で、家計急変世帯については、判定の対象となる期間内で収入が急減した任意の月を捉えて、それを証明する書類等を添付して申請してもらうこと。住民税非課税世帯については、申請不要のプッシュ型給付となるが、基準日である本年9月30日の翌日以後の転入者については、転入前の自治体で申請が必要となる可能性があるため、全戸配布の広報千代田や区ホームページ、区公式SNSなどを使って申請漏れのないよう周知を徹底していくこと。また、住民税非課税世帯に対する周知に際して、制度の案内や給付に必要な確認書の返送等について、出張所や総合窓口課などと連携して、チラシ等で周知を徹底していくこと。対象世帯より年収が3万円程度多いため給付対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に対する区独自給付については、当該給付の必要性、交付金の状況等を踏まえ、庁内で議論していく考えであること。区内の介護事業所や障害福祉サービス事業所などの厳しい現状についても把握し、これらに対する物価高騰対策について庁内で検討していること。確認書の返送についてサポートが必要な方々については、区としてきちんと対応していくとともに、申請そのもののサポートが必要な方々についても、代理申請できる者の範囲等について、国からの通知の中で示されている基準等を確認し、柔軟に対応して申請漏れのないようにしていくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第58号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当予算・決算特別委員会に審査を付託された2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案のうち、議案第58号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号は、大坂隆洋予算・決算特別委員長の審査報告どおり決定し、議案第41号、令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

〔河合良郎議員 退席〕

○議長（桜井ただし議員） 議案第41号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタ

ンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第41号は、賛成多数により可決されました。

〔河合良郎議員 着席〕

○議長（桜井ただし議員） 日程第7を議題にします。



議員提出議案第7号 岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議

○議長（桜井ただし議員） 地方自治法第117条の規定により、岩田かずひと議員の退席を求めます。

〔岩田かずひと議員 退席〕

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表して永田壮一議員より、提案理由の説明をお願いします。

〔永田壮一議員登壇〕

○17番（永田壮一議員） 議員提出議案第7号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議

令和4年9月21日千代田区議会第3回定例会において、岩田かずひと議員は一般質問の発言の中で、区職員を名指して「地域住民の求めた説明にも一切答えず（中略）逃げ回っていた」、また、職員が記録用に撮影していた行為を「盗撮」と断じたほか、「一企業の金儲けのために区とその企業が協議している」といった趣旨の発言をするなど、公開の場である議場に相応しくない発言を繰り返し、謝罪も発言の取消しもしませんでした。

同議員はこれまでも、区内再開発を巡る問題発言の取り消し（令和元年第4回区議会定例会）や、質問内容の殆どがインターネット動画の転載であることに加えて出所を明示しない（令和3年第4回区議会定例会）など、不適切・不穏当な発言を繰り返しています。

さらに、令和4年第1回区議会定例会において、同議員は一般質問の発言の中で、「区役所は民間につけ込んで再開発事業を食い物にしている。」「今の区、もしくは区職員は業者から何か便宜を図ってもらっていることはないか。」などの個人的な憶測に基づく発言をし、本会議において「岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する猛省を促す決議」が議決される事態となりました。

しかしながら、同議員の不適切な行動は、再三にわたる注意や決議を経ても全く改善されずに繰り返されています。これは、議会の品位を重んじる義務を定めた会議規則第98条に反するものであり、断じて看過できません。

よって、区議会として岩田かずひと議員に対し、議員に相応しくない発言や行動をやめるよう強く求めるとともに、その責任を問い、厳しく非難するものであります。

以上、決議する。

令和4年10月19日

千代田区議会

満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（桜井ただし議員） 議員提出議案第7号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、3番長谷川みえこ議員。

〔長谷川みえこ議員登壇〕

○3番（長谷川みえこ議員） 岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議に反対の立場から討論いたします。

9月21日の岩田議員の一般質問中、多数会派の議員から突然動議が出され、休憩になりました。その理由は、区職員を名指しで挙げたこと、「一企業の金儲け」という表現が不適切ではないかとの指摘でした。いずれにしても、何ら不適切でも不当でもないにもかかわらず、本来なら動議を取り下げるべきところ、不自然に長引かせ、このたび出されたこの問責決議の文案のほとんどが今定例会と関わりのない内容であることを見れば、過日の動議が何ら根拠のないものであったことを自ら立証するような決議です。繰り返し行われる、このような行政と議会が一体となった議員への攻撃は、それ自体が議会の品位をおとしめるものではないでしょうか。（発言する者あり）すみません。発言の途中なので。

○議長（桜井ただし議員） 続けてください。

○3番（長谷川みえこ議員） 注意してください。（発言する者あり）

繰り返し行われる、このような行政と議会が一体となった議員への攻撃は、それ自体が議会の品位をおとしめるものではないでしょうか。

本来あるべき議会は、区民の疑問を表現する議員の質問に対し、行政にしっかり答弁させることに力を尽くすべきです。言い回しの個性は発言の自由そのものであり、個性のない質問ばかりでは、区民代表の議会として、あるべき姿ではありません。（発言する者あり）それを、表現方法の好みで多数決により断定することは、民主主義社会の根底を揺るがすものです。

よって、この議決に反対する。

○議長（桜井ただし議員） 次に、25番小林たかや議員。

〔小林たかや議員登壇〕

○25番（小林たかや議員） 岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議に

ついて、賛成の立場から意見を申し述べます。

今年の区議会第1回定例会において、岩田議員の本会議における発言に対し猛省を促す決議が賛成多数により可決されております。今定例会において、同議員は一般質問の中で、区の部長を誹謗中傷するような言動や区職員が盗撮という犯罪行為を行っているかのような発言を繰り返しております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）猛省を促す決議が可決されていても反省がなく、さらに不適切な発言を繰り返す岩田議員は、議員としての資質が大いに疑われるものであります。

よって、ここに改めて猛省を求めるとともに、不適切な発言を繰り返さないよう、直ちにやめるよう強く求め、決議案に対する賛成の意見といたします。（「よし」と呼ぶ者あり）

○議長（桜井ただし議員） 次に、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 議員提出議案第7号、岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議について、反対の立場から討論を行います。

私たち議員は、住民を代表する者として、住民福祉の向上、地域の課題の解決等に努める責務があります。そのためにも議員の発言が制限されてはなりません。議員必携では、議会において議員活動の基本は言論であり、全て言論によって決定されるのが建前とされています。そのために、議会での議員の発言は尊重され、いかなる思想、信条に立つ人であろうとその言論の自由は保障される、これは厳守されなければなりません。しかし一方で、議員必携では、議会において発言が自由だからといって、どんな内容の発言も許されるというわけではなく、節度ある発言をしなくてはならないとされています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）例えば、議場の秩序を乱したり、品位を落とすものである発言は、厳に慎まなくてはなりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

私たちは、これまでの岩田かずひと議員の発言について、議員の品位に照らして全面的に擁護する立場ではありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかし、今回の問責決議で述べている第3回定例区議会での岩田かずひと議員の発言で、区職員に対して「地域住民の求めた説明にも一切答えず（中略）逃げ回っていた」、職員が記録用に撮影した行為を「盗撮」と断じているという指摘については、本会議の答弁の場で執行機関が反論を述べています。また「一企業の金儲けのために区とその企業が協議している」という発言については、その真意が何だったのか、岩田議員が弁明する機会が設けられておりません。そうした下で同議員に問責決議で責任を問うのは、問責決議ありきと区民から指摘されかねません。その判断は、議会でなく有権者に委ねるべきではないでしょうか。

よって、本議案について反対をいたします。

○議長（桜井ただし議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました議員提出議案第7号、岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

〔米田かずや議員、大串ひろやす議員 退席〕

○議長（桜井ただし議員） 議員提出議案第7号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第7号は、賛成多数により可決されました。

〔岩田かずひと議員、米田かずや議員、大串ひろやす議員 着席〕

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時42分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩佐副議長と議長席を交代します。

〔桜井議長 自席へ〕

〔岩佐副議長 着席〕

○副議長（岩佐りょう子議員） しばらくの間、私、副議長が議長の職務を行います。

日程第8を議題にします。



議員提出議案第8号 桜井ただし議長に対する不信任決議

○副議長（岩佐りょう子議員） 地方自治法第117条の規定により、桜井ただし議長の退席を求めます。

〔桜井議長 退席〕

○副議長（岩佐りょう子議員） 提出者を代表して、小枝すみ子議員より、提案理由の説明をお願いいたします。

〔小枝すみ子議員登壇〕

○4番（小枝すみ子議員） 議員提出議案第8号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

桜井ただし議長に対する不信任決議

地方議会における議長は、地方自治法第104条において、（1）議会の秩序保持権（2）議事整理権（3）事務統理権（4）議会代表権、という4つの権限が定められております。

この度の神田警察通りⅡ期工事に関する「区議会だより臨時号」の発行は、いずれの権限によって行使されたものでしょうか。

ちよだ区議会だより発行規程第3条の「議長が特に必要と認めるときは」とする臨時号の定めは、議員全員の総意に基づいて行使されることが前提です。

そのため、長い千代田区議会の歴史において、今回のように発行すること自体に対し賛否が分かれている中、発行が強行されたことなど、一度たりともありません。

にもかかわらず、去る9月28日の議会運営委員会では、複数の会派が発行することに賛成していないことが明らかになる中、賛成会派の意向にのみ基づき発行作業が進められたことは、議長に与えられた権限を逸脱するものです。

「区議会だより編集委員会」は編集のみを行うところであり、このような重要な提案を行う位置づけではありません。このような重要な権限を担う場とするのであれば、公式の委員会として区民に開かれた場とすべきでした。このたびはこの会議体を根拠に用い、複数の委員が議長に、発行に反対すると申し入れたにもかかわらず、公式にも扱わず無視をされました。

さらに、沿道整備のあり方についてこれまで議論してきた企画総務委員会に対し、発行について諮ることはもちろん、当該の委員に相談させることさえもしなかったため、区議会だよりの公平性を保つことができませんでした。

こうした議長の行為は、まことに残念なことであり、二元代表としての議会のあり方に禍根を残すことになりました。

この間の議長の行為は、議長が就任時に本会議場で約束した、開かれた議会と円滑な議会運営を目指すという宣言を自らが踏みにじるものであり、決して認めることはできません。

以上の通り、桜井ただし議長の行為は、本来あるべき不偏不党・中立公正な議会運営を旨とすべき議長の職責からかけ離れており、その有する権限を大きく逸脱していると言えます。

よって、ここに改めて桜井ただし議長に対する不信任を決議する。

令和4年10月19日

千代田区議会

満場一致ご議決いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○副議長（岩佐りょう子議員） 議員提出議案第8号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、22番嶋崎秀彦議員。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○22番（嶋崎秀彦議員） 桜井議長に対する不信任決議案に反対の立場から討論をいたします。

区議会だより臨時号の発行に際しては、ちよだ区議会だより発行規程第3条により、承認の権限は議長に属すると規定されていますが、各派の代表者で構成する各派協議会に諮って意見を聴取してから発行の判断をするなど、極めて丁寧かつ適切な手順により進めてきました。

本案文には、神田警察通りⅡ期工事を所管する「企画総務委員会の委員に相談させることさえしなかった」との指摘がありますが、各派協議会や企画総務委員会正副委員長への相談・確認の手順を踏み、結果的に同委員会のメンバー全員から意見を聞いています。

また、こうした中、区議会だより臨時号の発行中止を求める「区議会だよりなどの広報紙発行についての陳情」が提出されましたが、議会運営委員会での審査を経て同陳情は否決されており、区議会だより臨時号を発行することを区議会として公式に判断したところであります。

このように必要かつ十分な手順を積み重ねており、区議会だより臨時号発行の判断について、「議長の権限を大きく逸脱している」との指摘は全く当たらないものであります。

議長に対する不信任決議の提出は、記録が残っている範囲で確認したところ前例がなく、千代田区議会始まって以来のことです。したがって、軽々に議案とするべきものではないと考えますが、本決議案は根拠もなくでたらめな内容で一方的に議長を批判し、名誉を著しくおとしめる疑いがあるものであり、議会に対する暴挙とも言えるのではないのでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

よって、本議案に反対をいたします。

○副議長（岩佐りょう子議員） 次に、6番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 議員提出議案第8号、桜井ただし議長に対する不信任決議に賛成の立場から討論いたします。

最初に、なぜ私たち3会派と1人の議員が区議会だより臨時号の発行に反対したのか、また、なぜ我々が編集作業にも加わらなかったのかについて述べたいと思います。

「区議会だより臨時号は事実だけを記述する」としてありますが、紙面も限られており、どの事実を事実として掲載するのか意見が分かれることが予想されます。恣意的に切り取られた事実を掲載された場合、公平・公正な事実の記載をどうするのかということです。最終的に多数決で内容を決めることになるでしょう。そうすると、区議会だよりは議会の総意であるとの認識が区民にはありますので、神田警察通りⅡ期工事について、多くの区民に誤った認識を与えてしまうこととなります。そのことを私たちは恐れたからであります。

例えば、神田警察通りⅡ期工事について、今年4月11日に、区は沿道整備推進協議会と神田警察通りの街路樹を守る会の人たちの協議を一方的に打ち切ったこと。協議会の議事録が10年間にわたり一切公開されなかったこと。神田警察通り賑わいガイドラインについて、参画・協働のガイドラインに基づくパブリックコメントや説明会も一切行われなかったこと。また、区のホームページの神田警察通り賑わいガイドラインも、街路樹を残して整備するという記述が、昨年の9月議案提出のぎりぎりまでそのままであったことなど、これらも重要な事実であり、区は都市計画法が求めた住民合意のための適正な手続を欠いたという事実であります。このことこそ多くの区民に知ってもらいたい事実ではないのでしょうか。このたびの区議会だより臨時号にはこれらの事実は記載されたのでしょうか。

以上、最初になぜ発行に反対し、編集作業に加わらなかったのか、その理由を述べました。またこのたびの区議会だより臨時号は議会総意としての発行ではないことも合わせて申し上げます。

さて、議長不信任に賛成する理由であります。第一に、議会の運営や手続に関することはこれまで全会一致を原則として千代田区議会は行ってきましたが、このたび、区議会だより臨時号に

ついて、議長はこれまでの原則を破り、初めて多数決により発行を決めたことです。歴代の議長が議会の運営や手続に関しては全会派一致で行ってきたという慣例を破ったことは重大であり、不信任に当たります。議長が区議会だより発行を決めた理由として、今年9月14日の議会運営委員会での発行の中止を求める陳情審査の結果であるとしていますが、賛否は取らなかったものの、全会派が意見を述べ、2つの会派が発行に反対、つまり陳情に賛成、1会派が態度を保留であり、全会一致とならなかったのです。にもかかわらず、結果が多数だったとして発行の判断の基としたことは重大であり、地方自治法第104条に定められた議長の権限「議会を代表する権限」の濫用に当たる可能性があります。ちなみに、区議会だより発行規程の第3条では、「議長は特に必要と認めたときは、臨時に区議会だよりを発行することができる」としていますが、「議長はできる」という前に、記載はないものの、提案理由にもあるとおり、議員の総意に基づいて初めてできるのであり、議長の独断や一部会派の賛成でできないことは当然であり、多数決によることも同様であることも明らかであります。

第二に、この区議会だより発行の提案が、所管の企画総務委員会ではなく区議会だより編集委員会であったこと、そして発行について企画総務委員会に諮られることもなかったことでもあります。神田警察通りⅡ期工事の事情を一番よく知る常任委員会が全く関与していないことはあり得ないことです。本来は所管の常任委員会委員の総意により発行の提案があり、議長に申し入れるべきです。確かに、案ができた際、企画総務委員会正副委員長に確認するとされましたが、委員会で正副委員長に一任するという手続もなされておらず、各派協議会で報告があったとおり、正副委員長に確認した際、意見が分かれ、企画総務委員会副委員長は発行に反対であったとのことです。議長として発行に関し、所管の常任委員会で合意があるのか確認するという行為を怠ったことは重大な手続上のミスです。これは1点目に述べました多数決による発行につながったとも言えます。

以上、議長不信任案に賛成の理由を述べました。満場一致賛成していただくことをお願い申し上げます。討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（岩佐りょう子議員） 次に、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 議員提出議案第8号、桜井ただし議長に対する不信任決議について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、区議会だよりの臨時号の発行について、賛成会派の意向にのみ基づき発行作業が進められたなどとし、議長の行為は不偏不党、中立公正な議会運営を旨とすべき議長の職責からかけ離れ、権限を大きく逸脱していると述べています。

本議案に反対する第一の理由は、9月14日に開かれた議会運営委員会での「区議会だよりなどの広報紙発行についての陳情」に対する各委員の発言と、それに基づく委員長の集約を見ていないことです。委員全員が発言をし、委員長がだより臨時号は発行すべきだという意見が多数と集約しました。区議会だよりの発行についての我が党の立場は、全会派一致を原則とすること並びに区議会の広報は一般的に推奨されるという2点です。この日の意見表明で重視すべきは、

臨時号発行に賛成した委員の発言です。ある委員は、「内容を精査して、皆さんの理解を得ながら出していくというところで落ち着くのがいい」と発言し、別の委員は「だより委員会の中で少し精査をして、できる限り皆さんのご意見が一致して出せるのが一番、形がいい」と意見表明をしました。つまり、全会派が一致できる紙面作りを呼びかけたのです。そこに向けた旺盛な議論こそ求められているのではないのでしょうか。

第二の理由は、神田警察通り沿道整備をめぐるこの間の経過が、区議会の説明責任を強く求めていることです。住民からの2件の直接請求は次のように述べています。「千代田区は、区議会に対して事実に反する説明をするなどの、区民の代表である区議会における審議についても正確な情報を伝達せずに結論を誘導しており、区議会の意思決定に対して悪影響を及ぼしている」。また、「区長及び部長が議会に対して説明した内容は事実に反するものであり、議会は事実に反する説明に基づき本件議決を行った。本件議決は（中略）無効であり、本件契約の締結は（中略）違法である」という内容です。区議会は執行機関に結論を誘導された、あるいは区の事実に反する説明に基づき議決したという主張は、同時に区議会にも向けられたものです。つまり、沿道整備に関して提出された15本の陳情審査や工事請負契約の議案審査の中で区議会はどのような審査をしてきたのか、チェック機能を発揮したのかという問題を突きつけられているのです。この提起に対し区民に説明責任を果たすことは区議会に課せられた当然の責務なのではないのでしょうか。それがなされなければ15件もの陳情活動とその審査そのものが無意味だったということにもなりかねません。ただし、その際、留意すべきは、住民間に亀裂をもたらす紙面にならないようにすることです。そのためにも区議会は、沿道住民の話合いと歩み寄りを強く願っているという陳情審査の到達を紙面で強く打ち出すことが必要です。そうした紙面づくりが説明責任を果たし、住民の合意形成の後押しにもつながるのではないのでしょうか。

以上、沿道住民の合意形成を強く願い、区議会としての説明責任を果たす立場から、本議案に反対いたします。

○副議長（岩佐りょう子議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました議員提出議案第8号、桜井ただし議長に対する不信任決議については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩佐りょう子議員） 異議なしと認め、決定します。

〔大串ひろやす議員 退席〕

○副議長（岩佐りょう子議員） 議員提出議案第8号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○副議長（岩佐りょう子議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩佐りょう子議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第8号は、賛成少数により否決されました。

〔桜井議長 入場・自席へ〕

〔大串ひろやす議員 着席〕

○副議長（岩佐りょう子議員） 桜井議長と議長席を交代します。

〔岩佐副議長 自席へ〕

〔桜井議長 着席〕

○議長（桜井ただし議員） 再び、私、議長が議事を進行いたします。

次に、企画総務委員長、地域文教委員長、保健福祉委員長、議会運営委員長、環境・まちづくり特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、災害対策・危機管理特別委員長、議会のあり方調査検討特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長より、閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和4年第3回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の定例区議会におきましては、令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号並びに急施でご提案いたしました第2号及び令和3年度各会計歳入歳出決算の認定のほか、諸議案につきまして原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。特に補正予算・決算の審議に当たりましては、全議員をもって構成されました予算・決算特別委員会におきまして、大坂隆洋委員長、嶋崎秀彦、たかざわ秀行、池田ともりの各副委員長を中心に、長時間にわたって熱心かつ精力的なご審議を頂きました。そのご労苦に対しまして、心より感謝を申し上げます。今定例区議会の審議の過程におきまして様々貴重なご意見等賜り、今後の区政運営に適切に反映してまいりますとともに、より効率的、効果的な行財政運営に徹し、区議会の皆様とも十分連携を図り、さらなる区民福祉の向上に全力を傾注してまいります所存でございます。区議会の皆様におかれましても、何とぞご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和4年第3回区議会定例会閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（桜井ただし議員） 以上で本年第3回定例会を閉会します。

散会します。

午後2時07分 散会